

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 課
◎ 告 示	
○長崎県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正	地域づくり推進課
◎ 公 告	
・契約者等（2件）	税 務 課
・落札者等	市 町 村 課
・クリーニング師試験の実施	生 活 衛 生 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件）	経 営 支 援 課
・土地改良区の役員の就退任	農 村 整 備 課
・長崎県立青少年教育施設の指定管理者の募集	生 涯 学 習 課
・長崎県体育施設の指定管理者の募集	体 育 保 健 課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等（2件）	総 務 課
・一般競争入札の実施（2件）	//
◎ 教育委員会告示	
・令和8年度県立中学校の生徒募集定員	高 校 教 育 課

規 則

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第39号

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県営住宅条例施行規則（平成9年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(有効期間) 第4条の2 略	(有効期間) 第4条の2 条例第8条の2第4項に規定する規則で定める有効期間は、入居可能日から起算して10年とする。
2 前項の規定にかかわらず、条例第8条の2第6項の規定により知事が延長する場合における有効期間は、入居可能日から子育てに適する県営住宅の入居者と現に同居し、当	2 前項の規定にかかわらず、条例第8条の2第6項の規定により知事が延長する場合における有効期間は、入居可能日から子育てに適する県営住宅の入居者と現に同居し、当

該入居者の扶養を受ける者が<u>18歳に達する日の属する年度の末日</u>までとする。 (有効期間の延長) 第4条の6 条例第8条の2第6項に規定する子育てに適する県営住宅を、有効期間の満了日までに明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了日において、当該住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 略 (2) 入居者と現に同居し、当該入居者の扶養を受ける者が<u>18歳未満であること。</u> 2～4 略	該入居者の扶養を受ける者が<u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する日の属する月の末日</u>までとする。 (有効期間の延長) 第4条の6 条例第8条の2第6項に規定する子育てに適する県営住宅を、有効期間の満了日までに明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了日において、当該住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 条例第50条第1項第1号から第6号までに掲げる場合に該当しないこと。 (2) 入居者と現に同居し、当該入居者の扶養を受ける者が<u>学校教育法に規定する中学校、特別支援学校の中学部若しくは中等教育学校の前期課程に在学し、又はこれらの学校への就学が予定されていること。</u> 2～4 略
--	--

様式第2の6中「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程に在学し、又はこれらの学校への就学が予定されている者」を「18歳未満の者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第380号

長崎県地域総合整備資金貸付要綱（平成元年長崎県告示第902号）の一部を次のように改正し、令和7年度予算に係る資金の貸付けから適用する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(貸付対象事業) 第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 略 (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）、<u>二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第3条第2号に規定する脱炭素先行地域づくり事業、同条第3号に規定する重点対策加速化事業及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交</u>	(貸付対象事業) 第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 略 (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）<u>及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあつては1人以上の新</u>

付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日環地域事発第2402131号）第3条第2号に規定する民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（以下「<u>地域脱炭素推進交付金の対象事業</u>」という。）並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）。ただし、<u>設備を更新する事業等であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該事業の営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。</u> (3)及び(4) 略 2 略 （貸付条件） 第5条 略 2～6 略 7 <u>地域脱炭素化促進事業、支援対象事業活動及び地域脱炭素推進交付金の対象事業に係る第1項の適用については、「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、「80億円」とあるのは「120億円」とする。</u> 8 略	たな雇用の確保が見込まれるもの) (3)及び(4) 略 2 略 （貸付条件） 第5条 略 2～6 略 7 <u>地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項の適用については、「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、「80億円」とあるのは「120億円」とする。</u> 8 略
---	--

公 告

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム改修業務委託（電子申告・共通納税拡充対応）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216
- 随意契約の相手方を決定した日
令和7年6月13日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 川上 隆太
- 随意契約に係る契約金額
104,280,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

契約者等（公告）

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム税制改正対応（法人関係税等）改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年6月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 川上 隆太
- 5 随意契約に係る契約金額
39,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 借上物品の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム代表端末及び業務端末等の賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県地域振興部市町村課（行政班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2133
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 落札決定日
令和7年7月8日
- 5 落札者
長崎市元船町9番18号
NECキャピタルソリューション株式会社 長崎営業所 長崎営業所長 齋藤 義弘
- 6 落札価格
40,014,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和7年5月27日
- 8 落札方式
最低価格

クリーニング師試験の実施（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和7年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験の日時及び場所
(1) 日 時 令和7年10月20日（月曜日）午前10時から

- (2) 会 場 長崎県庁
- (3) 所在地 長崎市尾上町3番1号
- 2 試験の方法及び科目
 - (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
 - (2) 実技試験
洗たく物の処理に関する技能（しみ識別、繊維識別）
- 3 受験資格
 - (1) 中学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終えた者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手続
 - (1) 提出する書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影したサイズ縦4.5cm横3.5cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
 - ウ 履歴書
 - エ 受験資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書等）
※卒業証書の写しを提出する場合は、卒業証書の原本確認が必要。また、氏名が卒業時と異なる場合は戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）等氏名変更を証明する書類の原本が必要。
 - (2) 受験手数料 7,000円
手数料は、長崎県電子申請システム、支払窓口もしくは手数料納付書による納付のいずれかの方法によること。なお、長崎県電子申請システムを利用した場合は、受付期間の最終日（9月2日）から7日以内（9月9日まで）に支払いが完了していること。
 - (3) 提出先
受験者の住所を管轄する保健所。ただし、長崎県外に居住する者は、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）。
 - (4) 受付期間
令和7年8月12日（火曜日）から9月2日（火曜日）まで
受付時間は、前記期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時までとする。
※ただし、受付期間の最終日である9月2日（火曜日）は、午前9時から正午までとする。
- 5 受験票（クリーニング師試験受験通知書）の送付
受験票（クリーニング師試験受験通知書）は、長崎県県民生活環境部生活衛生課から直接受験者に送付する。
- 6 合格者の発表
令和7年11月7日（金曜日）に、長崎県庁1階エントランスホールへ掲示及び県のホームページに合格者の受験番号を掲載して発表するとともに、合格者に文書で通知する。
- 7 その他
この試験についての受験手続、その他不明な点は、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2363）に問い合わせること。文書による問い合わせには、必ず返信用切手を同封すること。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ諫早
長崎県諫早市久山町1270番地1 ほか3筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ佐世保
長崎県佐世保市藤原町352番6 ほか
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 宮島 大典
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル佐々店
長崎県北松浦郡佐々町市場免字馬場添70番1 ほか

2 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,294平方メートル

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
佐々町長 濱野 互
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐々町企画商工課及び佐世保市経済部商工労働課

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、津吉土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和7年7月25日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
五 嶋 慎太郎	平戸市津吉町1105番地2	山 口 庄 重	平戸市前津吉町1285番地
久 松 宏 秋	平戸市大志々伎町1214番地	松 元 正 徳	平戸市前津吉町318番地
栗 山 近 美	平戸市志々伎町1377番地	岩 田 正	平戸市東中山町108番地
山 口 勝 治	平戸市大志々伎町1024番地	眞 辺 光	平戸市大志々伎町1020番地イ
大 村 常 人	平戸市志々伎町1486番地2	西 民 代	平戸市大志々伎町1395番地
立 石 修	平戸市辻町67・68番地2	宮 田 克 幸	平戸市志々伎町1213番地1
田 口 常 夫	平戸市田代町382番地1	大 谷 茂	平戸市志々伎町1488番地
岩 田 ツナ子	平戸市東中山町131番地イ	烏 山 晴 喜	平戸市辻町81番地
松 元 正 徳	平戸市前津吉町318番地	小 川 亨	平戸市鮎川町452番地2
吉 永 孝 幸	平戸市神上町63番地1	杉 山 順 次	平戸市田代町351番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
谷 山 靖 浩	平戸市無代寺町410番地	大 村 克 弥	平戸市前津吉町300番地
大 村 克 弥	平戸市前津吉町300番地	烏 山 憲 吾	平戸市辻町85番地
竹 山 清 次	平戸市志々伎町1312番地	竹 山 清 次	平戸市志々伎町1312番地

長崎県立青少年教育施設の指定管理者の募集（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、長崎県立佐世保青少年の天地条例（昭和44年長崎県条例第15号、以下「天地条例」という。）の第2条及び長崎県立少年自然の家条例（昭和48年長崎県条例第68号、以下「自然の家条例」という。）の第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集する。

令和7年7月25日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

1 募集方法及び指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地

募集にあたっては、以下の2施設について、一括で管理、運営することができる指定管理者を募集する。

施 設 名 称	所 在 地
長崎県立佐世保青少年の天地（以下「佐世保青少年の天地」という）	佐世保市烏帽子町376
長崎県立世知原少年自然の家（以下「世知原少年自然の家」という）	佐世保市世知原町赤木場17-2

2 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次の(1)～(6)のとおりとする。

ただし、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

(1) 各青少年教育施設の利用に関する業務

- ア 年間の利用計画の調整及び管理
- イ 施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付
- ウ 利用料金の徴収（減免を含む）
- エ 入所者への食事などの必要なサービスの提供
- オ 利用者の安全確保及び安全指導等
- カ その他利用者への対応全般に関すること

(2) 各青少年教育施設の管理運営及び施設、付属設備並びに備品の維持及び修繕に関する業務**(3) 各青少年教育施設の主催事業に関する業務****(4) 施設の使用者・利用者の平等使用・利用を阻害しない範囲内でのその他の自主事業に関する業務****(5) 災害発生時の緊急対応に関する業務****(6) その他の業務**

- ア 庶務・経理事務
- イ 事業計画書及び収支予算書の作成及び提出
- ウ 事業報告書の作成及び提出
- エ 各種調査、照会、回答、利用統計
- オ その他設置目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定（予定）期間

指定（予定）期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となる。

ただし、県は地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、次の各号に該当する場合等は、公の施設の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。

- ア 協定事項に違反したと認められる場合
- イ 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合
- ウ 解散した場合
- エ 経営状況などにより、業務を適切に遂行できない恐れがあると認められる場合
- オ 社会的信用を損なう行為などにより、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

4 応募者の資格等**(1) 応募資格**

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、県内に事務所を有し、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保・整備できる者であること。
- イ 複数の法人等により構成（以下「グループ」という。）し応募する場合は、次のとおりとする。

- ・グループを構成する法人等の中から、代表者を定めること。
- ・代表者を除く法人等は、構成団体とする。
- ・グループを構成する法人等は、単独で、または、他のグループの代表者及び構成団体として応募することはできない。

(2) 応募の制限

応募できる法人等（構成団体を含む。）は、次に掲げる条件の全てを満たす法人等とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- イ 申請書の提出期限の日から指定管理者決定までの間において、長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- ウ 申請書の提出期限の日以前6ヶ月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- エ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- オ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納・滞納がないこと。

5 募集要項等の配付

(1) 配付期間

令和7年7月25日（金）から令和7年9月5日（金）（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日（以下、「長崎県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、募集要項及び各提出書類の様式については、長崎県教育委員会のホームページからもダウンロードできる。（その他の参考資料については、窓口配付のみとする。）

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-shogai/>

(2) 配付場所及び問合せ先

9に記載の場所とする。

6 応募方法

指定管理者の指定を受けようとする者は、県立青少年教育施設指定管理者指定申請書に、次に掲げる(1)～(5)の書類を添えて提出すること。グループで応募の場合は、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの附属書類等を提出すること。

(1) 県立青少年教育施設指定管理者事業計画書

(2) グループ応募構成届出書

※グループで応募の場合に提出すること。

(3) 附属書類

ア 誓約書

イ 定款、寄附行為、その他これらに類する書類

ウ 法人にあっては法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては、設立以降の活動状況を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規程等

(4) 法人等の概要に関する書類

ア 法人等の概要

イ 貸借対照表又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

ウ 損益計算書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

エ 事業（営業）報告書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

※イ～エについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、収支予算書又はこれに類する書類の提出に替えること。設立2年目の法人等にあつては、前事業年度に係る書類を提出すること。

(5) その他の添付書類

ア 長崎県税及び市町村税の未納がない証明（直近1年間のもの）

イ 消費税及び地方消費税の未納がない証明（直近1年間のもの）

※ア～イについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、添付を要しない。

(6) 提出先

9に記載の場所とする。

(7) 提出期間

令和7年9月5日（金）まで（長崎県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(8) 提出方法

持参又は郵送による。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とする。

郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和7年9月5日（金）午後5時必着とする。

7 現地説明会

応募者の参考とするため、現地説明会を実施する。なお、現地説明会への参加の有無が指定管理者の選定に影響するものではない。

(1) 期日等

ア 令和7年8月8日（金）午前10時…佐世保青少年の天地

イ 令和7年8月8日（金）午後3時…世知原少年自然の家

(2) 申込方法

現地説明会参加申込書を郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

(3) 申込期限

令和7年8月1日（金）午後5時

(4) 申込書提出先

9に記載の場所とする。

8 選定に関する事項

(1) 選定方法

学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方などで構成する指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において、事業計画書等の提出書類及び面接審査に基づき、本事業に最も優れた申請者を選定する。

(2) 選定基準

天地条例第5条及び自然の家条例第5条に基づく以下の基準による。

ア 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。

イ 事業計画書等の内容が、各施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

ウ 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った各施設の管理を安定して行うことができるものであること。

エ 設置者である長崎県との連携が十分に図られるものであること。

オ 県内に事務所を有すること。

9 配付場所及び提出先、並びに問合せ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁生涯学習課 県民学習班

TEL 095-894-3365 FAX 095-894-3477 E-mail: s40040@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県体育施設の指定管理者の募集（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、長崎県体育施設条例（昭和39年長崎県条例第50号、以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集する。

令和7年7月25日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

1 指定管理者の募集方法及び指定管理者が管理を行う施設の名称、所在地

募集にあたっては、以下の(1)～(3)の3施設及び(4)～(5)の2施設について、それぞれ一括で管理、運営することができる指定管理者を募集する。

	施 設 名 称	所 在 地
(1)	長崎県立総合体育館	長崎市油木町7番1号
(2)	長崎県営野球場	長崎市松山町2番5号
(3)	長崎県小江原射撃場	長崎市小江原5丁目1番10号
(4)	長崎県立総合体育館県北トレーニング室	佐世保市天満町1番27号
(5)	長崎県立武道館	佐世保市熊野町90番地、佐世保市名切町156番地1

2 指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は次の(1)～(8)のとおりとする。

ただし、業務内容の全部または主要な部分を第三者に対して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託できるものとする。

(1) 施設の利用に関する業務

- ア 年間の利用計画の調整及び管理
- イ 体育施設の利用許可申請の受付、利用許可証の交付
- ウ 利用料金の徴収（減免、還付を含む）
- エ 利用者の安全確保及び安全指導等
- オ その他利用者への対応全般に関すること

(2) 施設の管理に関する業務

- ア 施設設備及び備品等の保守点検及び清掃、衛生管理等の維持管理に関する業務
- イ 施設設備及び備品等の修繕に関する業務

(3) 県民の生涯スポーツの振興のための業務

- ア 生涯スポーツ振興のための指導者の育成
- イ 住民の平等利用を阻害しない範囲内での生涯スポーツに関する自主事業
- ウ その他、生涯スポーツに関すること

(4) 競技力の向上を支援する業務

- ア 競技団体や学校と連携した一般の競技スポーツの指導者の育成
- イ 住民の平等利用を阻害しない範囲内での競技の向上に関する自主事業
- ウ その他、競技力向上に関すること

(5) スポーツ医・科学の推進及び調査・研究に関する業務（長崎県立総合体育館の業務）

- ア 各種測定機器を使った体力測定による体力総合診断やその結果に基づく事後指導
- イ 健康、体力向上、スポーツ医・科学等に関する研修会の開催
- ウ 体育・スポーツに関する調査・研究及び情報提供
- エ その他、スポーツ医・科学に関すること

(6) 住民の平等利用を阻害しない範囲内でのその他の自主事業に関する業務

(7) 災害発生時の緊急対応に関する業務

(8) その他の業務

- ア 庶務・経理事務
- イ 事業計画書及び収支予算書の作成及び提出
- ウ 事業報告書の作成及び提出
- エ 利用統計等集計・分析
- オ その他設置目的を達成するため必要な業務

3 指定管理者の指定（予定）期間

指定（予定）期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

ただし、長崎県立総合体育館県北トレーニング室については、変更する場合がある。

指定（予定）期間は、議会の議決後、正式に指定期間となる。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。

4 応募者の資格等

(1) 応募資格

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、県内に事務所を有し、管理運営にあたって緊急時における迅速な連絡・対応体制が確実に確保できる者であること。
- イ 複数の法人等（以下「グループ」という。）により応募する場合は、次のとおりとする。
 - ・グループを構成する法人等の中から代表者を定めること。
 - ・代表者を除く法人等は、構成団体とする。
 - ・グループを構成する法人等は、単独で、または、他のグループの代表者及び構成団体として応募することはできない。

(2) 応募の制限

- 応募できる法人等（構成団体を含む。）は、次に掲げる条件の全てを満たす法人等とする。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - イ 申請書の提出期限の日から指定管理者決定までの間において、長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - ウ 申請日以前6ヶ月以内から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
 - オ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - カ 直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納・滞納がない者であること。

5 募集要項等の配付

(1) 配付期間

令和7年7月25日（金）から令和7年9月5日（金）（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる日（以下、「長崎県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。なお、募集要項及び各提出書類の様式については、長崎県教育委員会のホームページからもダウンロードできる。（その他の参考資料については、窓口配付のみとする。）

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-taiiku/>

(2) 配付場所及び問い合わせ先

10に記載の場所とする。

6 応募方法

指定管理者の指定を受けようとする者は、長崎県体育施設指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる(1)～(5)の書類を添えて提出すること。グループで応募する場合は、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの附属書類を提出すること。

(1) 長崎県体育施設の管理運営に関する事業計画書（下記事項を含む様式第3号）

- ア 体育施設の管理運営の基本方針に関する事項
- イ 体育施設の効用の発揮及び県民サービスの向上に関する事項
- ウ 体育施設での事業の展開、方策に関する事項
- エ 体育施設の管理運営能力及び安定的な管理に関する事項
- オ 危機管理及び情報公開等に関する事項
- カ 収支計画に関する事項

(2) グループ応募構成届出書（様式第4号）

※グループで応募する場合に提出すること。

(3) 附属書類

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 定款若しくは寄附行為又はこれらに類する書類
- ウ 法人にあっては法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあっては、設立以降の活動状況を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規程等

(4) 法人等の概要に関する書類

- ア 法人等の概要（様式第5号）
- イ 貸借対照表又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）
- ウ 損益計算書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）
- エ 事業（営業）報告書又はこれに類する書類（前事業年度及び前々事業年度）

※イ～エについて

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあっては、収支予算書又はこれに類する書類を提出すること。設立2年目の法人等にあっては、前事業年度に係る書類を提出すること。

(5) その他の添付書類

- ア 長崎県税及び市町村税の未納がない証明（直近1年間のもの）
- イ 消費税及び地方消費税の未納がない証明（直近1年間のもの）

※(5)について

新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあっては、添付を要しない。

(6) 提出先

10に記載の場所とする。

(7) 提出期間

令和7年9月5日（金）まで（長崎県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(8) 提出方法

持参又は郵送による。電子メール、ファックスによる提出は不可とする。

郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和7年9月5日（金）午後5時必着とする。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方などで構成する指定管理者選定委員会を設置し、同委員会において、事業計画書等の提出書類及び面接審査に基づき、本事業に最も優れた申請者を選定する。

(2) 選定基準

- ア 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。
- イ 事業計画書等の内容が、体育施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- ウ 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った体育施設の管理を安定して行うことができるものであること。
- エ 設置者である長崎県との連携が十分に図られるものであること。

8 現地説明会

応募者の参考とするため、現地説明会を実施する。なお、現地説明会の参加の有無が指定管理者の選定に影響するものではない。

(1) 期日等

- ア 令和7年8月12日（火）午後1時から長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場
- イ 令和7年8月8日（金）午後1時から長崎県立総合体育館県北トレーニング室、長崎県立武道館

(2) 申込方法

現地説明会参加申込書（様式第7号）を郵送、ファックス、又は電子メールで提出すること。

(3) 申込期限

令和7年8月1日（金）午後5時

(4) 申込書提出先

10に記載の場所とする。

9 その他

詳細は「長崎県体育施設指定管理者募集要項」による。

10 配付場所及び提出先、並びに問合せ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁体育保健課 総務管理班

TEL 095-894-3392 FAX 095-894-3478 E-mail: s40050@pref.nagasaki.lg.jp

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年7月25日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油（長崎地区） 776キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) 当該軽油を確実に納入できない者

(7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(8) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 2の(1)から(8)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。

(2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、3に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

(ア) 売上高当期利益率

- (イ) 固定長期適合率
- (ウ) 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年8月18日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- (ア) 誓約書
- (イ) 委任状
- (ウ) 印鑑届（様式第3号）
- (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）
- (オ) 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- (ア) 誓約書
- (イ) 財務関係明細書
- (ウ) 営業概要書
- (エ) 委任状
- (オ) 法人にあっては登記簿謄本
- (カ) 個人にあっては次のa及びb
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
- (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- (ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- (コ) 印鑑届（様式第3号）
- (サ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）
- (セ) 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第7号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年7月25日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量
軽油（県央地区） 458キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
 - (7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
 - (8) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 2の(1)から(8)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項の力のみを審査する。
 - (3) 審査事項
審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
（ア）売上高当期利益率
（イ）固定長期適合率
（ウ）流動比率
カ 当該軽油を確実に納入しうる（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年8月18日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

(ア) 誓約書

(イ) 委任状

(ウ) 印鑑届（様式第3号）

(エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）

(オ) 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

(ア) 誓約書

(イ) 財務関係明細書

(ウ) 営業概要書

(エ) 委任状

(オ) 法人にあっては登記簿謄本

(カ) 個人にあっては次のa及びb

a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書

(ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

(ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(コ) 印鑑届（様式第3号）

(セ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第6号まで）

(ソ) 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第7号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和7年7月25日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

軽油（長崎地区） 776キロリットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

令和7年9月1日から令和7年11月30日まで

(4) 納入場所

ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）

イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）

ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）

(5) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 軽油調達に関する令和7年7月25日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和7年7月25日付け長崎県公報第11435号搭載）に定める資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和7年8月18日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

(1) 2の入札参加資格を有する者であること。

(2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。

- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) 令和7年7月25日から令和7年8月18日(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(受領期限) 令和7年8月21日 午後5時00分
(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室
(日時) 令和7年8月22日 午前10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 776KL
- (2) Delivery period
From September 1st, 2025, to November 30, 2025
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Higasinagasaki Office Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
- (4) Time-limit for tender

No later than August 21, 2025

(5) Date and time for the opening of tender:

10:00 August 22, 2025

(6) Contact point for the notice

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau

Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1

Tel 095-822-5141

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和7年7月25日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

軽油（県央地区） 458キロリットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

令和7年9月1日から令和7年11月30日まで

(4) 納入場所

ア 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）

イ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 軽油調達に関する令和7年7月25日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和7年7月25日付け長崎県公報第11435号搭載）に定める資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和7年8月18日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
 - (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
 - (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) 令和7年7月25日から令和7年8月18日(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(受領期限) 令和7年8月21日 午後5時00分
(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室
(日時) 令和7年8月22日 午前10時30分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 458KL
- (2) Delivery period
From September 1st, 2025, to November 30, 2025
- (3) Delivery place
a) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1

- b) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than August 21, 2025
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:30 August 22, 2025
- (6) Contact point for the notice
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第5号

令和8年度の県立中学校の生徒募集定員を次のとおり定める。
令和7年7月25日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

令和8年度 県立中学校生徒募集定員

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
四一

〔県立中学校〕

学 校 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	105	3	15人減
佐 世 保 北	105	3	15人減
諫 早 高 等 学 校 附 属	105	3	15人減
合 計	315	9	45人減

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト弥